

スグマイル規約

第 1 条（本規約の目的）

1. この規約は、（以下、「本規約」という）は ZuttoRide 株式会社（以下「ZuttoRide」という）が運営する自転車 ロードサービス「スグマイル」（以下、「本サービス」という）の会員（以下、「会員」という）に提供される特典 及び会員の権利及び義務を定めたものです。
2. 会員は、本規約を承認のうえ、これを遵守するものとします。

第 2 条（本サービスの定義）

本サービスは「自転車オーナーの皆様の不安を緩和し安心して自転車に乗っていただきたい」という主旨のもと、自転車のロードサービスを提供することを目的としています。

第 3 条（事務局）

事務局は、ZuttoRide 内に設置します。

第 4 条（入会）

1. ZuttoRide が提供する専用サイトまたは専用申込用紙により入会申込を行うことで本サービスの会員になることができます。
2. 「対象車両」は、入会時に申請した防犯登録番号が記載された防犯登録ステッカーが貼付された自転車 1 台とします。 一輪車、身体障がい者用いす、幼児用 3 輪以上の車、競技用の自転車は含みません。
3. 本サービスの会員となることができる自転車の所有者または使用者（以下、「オーナー」という）は、所定の利用申込み 手続きを行い、入会を事務局が承認した個人とします。本サービスは会員及び会員の 2 親等以内の親族がご利用いただく ことができます。
4. 事務局は、オーナーから入会の申込みを受けた場合、必要な審査・手続きをした後に、入会の申込みを行ったオーナーを 会員として登録します。ただし、入会の申込みを行ったオーナーが次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局は、その登録を拒否することができます。
 - (1) 申込みサイト及び入会申込書に虚偽の記載または重大な記載漏れがあった場合
 - (2) 過去に本サービスの会員の登録を取り消されたことがある場合
 - (3) 会員が本規約の全部または一部を承諾しない場合
 - (4) 申請者が未成年者の場合で、法定代理人（ご両親、保護者等）の同意を得ていない場合
 - (5) 暴力団その他の反社会的勢力であると合理的に判断した場合
 - (6) 対象車両を、第 15 条 8 項に記載の本サービス利用不可の業務へ利用することが明らかな場合
 - (7) その他事務局が会員登録をすることを不適當と判断する場合

第 5 条（年会費）

1. 会員には、事務局が定める年会費をお支払いいただきます。
2. 年会費が所定の時期までに支払われないときは、入会申込みは取り消されたものとみなします。また支払われた年会費 の取り扱いは、本規約第 14 条及び第 15 条に準じます。
3. ZuttoRide は、年会費請求をクレジットカード決済等により行うことができるものとします。

4. 継続年会費はクレジットカード決済の場合は自動継続となり自動課金となります。(ただし登録クレジットカードの使用不能の場合、自動課金はできません。)。継続停止する場合、別途事務局へ連絡の上、手続きを行うものとします。
5. 年会費は、毎年見直され変更されることがあります。会員は予めその旨を了承するものとします。

第 6 条 (登録手続きと加入証明)

事務局は、会員が第 4 条及び第 5 条に記載された入会手続きを完了した後、加入者証を発行または登録のメールアドレスへ 加入者証メールを送付します。

第 7 条 (会員資格の有効期限)

有効期限は、サービス開始希望日から年会費の支払いが確認できた日のどちらか遅い日付を加入日時とし、1 年プランの場合は当該起算日から 1 年間となります。2 年プランの場合は当該起算日から 2 年間となります。3 年プランの場合は当該起算日 から 3 年間となります。

第 8 条 (会員資格の自動更新)

有効期間満了の前日までに会員から事務局に対する解約の申込みがない限り、第 7 条に定める有効期限の満了後においても、同一条件で継続するものとし、その後もこの例によるものとします。決済はクレジットカード決済の場合、満期前月に クレジットカードにて運営会社の ZuttoRide が決済を行うものとします。会員登録を終了するときは、有効期間満了の前日 までに別途事務局へ連絡の上、手続きを行うものとします。また、前会期に会員として相応しくない事例があった場合や、ZuttoRide 及びその関係者に対し著しい損害を与えた場合等において、ZuttoRide 側の裁量により継続を拒否することができるものとします。

第 9 条 (会員特典)

会員は事務局の定める会員特典（詳細は後述の自転車ロードサービス規約を参照）を受けることができます。

第 10 条 (権利義務の譲渡等の禁止)

会員は、本規約上の権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡、質入、貸与等することはできません。

第 11 条 (届出)

会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに電話・Eメールなどの手段により事務局に届出を行うものと します。変更の届出がない場合、変更前の住所、電話番号に対する当社からの通知、連絡等をもってこれらが到達したもの としてみなします。

第 12 条 (車両入替)

車両の入替を希望する場合、事務局に電話・Eメールなどの手段により新たな防犯登録番号を申し出ることにより車両入替を することができます。複数台所有の場合、一契約で複数台の車両を交互に入替しながらの本サービスの利用はできません。

第 13 条 (プラン変更)

期間中のプラン変更は、更新時に限り認められます。

第 14 条 (解約・退会)

会員は、有効期間満了前に解約・退会を希望する場合、ZuttoRide に電話・Eメールなどにより申し出るこ

とにより、解約・退会することができます。その際、事務局は、サービスの複数年プランに限り、年単位の未経過分年会費から所定の事務経費を差し引いた金額を返金致します。解約返戻金は下記の表に記載の通りになります。

パナソニックの自転車の場合、以下となります

加入プラン	経過 1 年未満	経過 1 年以上 2 年未満	経過 2 年以上 3 年未満
1 年プラン	返戻金無し	—	—
2 年プラン	1,815 円	返戻金無し	—
3 年プラン	4,290 円	1,540 円	返戻金無し

その他のメーカーの自転車の場合、以下となります

加入プラン	経過 1 年未満	経過 1 年以上 2 年未満	経過 2 年以上 3 年未満
1 年プラン	返戻金無し	—	—
2 年プラン	2,117 円	返戻金無し	—
3 年プラン	4,840 円	1,815 円	返戻金無し

第 15 条 (入会資格の喪失)

会員が有効期限満了日前にオーナーでなくなったときには、当該会員は本サービスを利用できなくなります。この場合事務局は、サービスの複数年プランに限り、年単位の未経過分年会費から所定の事務経費を差し引いた金額を返金致します。また、当該会員は、第 7 条に定める有効期限の更新手続を行うことができません。また、以下の場合、会員資格は喪失され、ZuttoRide は即時サービスの提供を停止いたします。また、以下のうち 4~13 のいずれかの理由に該当する場合は既に支払われた年会費等を一切返金しません。

- 1 会員が脱会を申し出た時または会員が死亡した時
- 2 会費を期日までに納入しなかった時
- 3 会員が対象車両の所有権を喪失した時
- 4 不正な行為があった時
- 5 ZuttoRide 及びその他関係者等に著しい迷惑や損害を与えた時
- 6 サービス利用時において、ZuttoRide 及びその他関係者等または提携会社に対する業務妨害または、業務に支障を与えた場合（サービス対応に際して通常必要となる範囲を明らかに逸脱して、長時間に渡る繰り返しの電話対応等により、業務に支障を来す場合等も含まれるものとします）
- 7 利用者の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると判断した場合
- 8 本サービス利用不可の業務へ自転車を利用した、または利用していることが判明した場合。なお本サービス利用不可の業務とは、自転車を用いての配送業務、自転車のレンタル等を行う業務を指す
- 9 サービスを行う際に、ZuttoRide 及びその他関係者等または提携会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合
- 10 ZuttoRide 及びその他関係者等に対する脅迫的な言動または暴力を用いる場合
- 11 偽計または威力を用いて、ZuttoRide 及びその他関係者等の業務を妨害し、または信用を毀損する場

合

12 会員が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当する場合

13 その他、ZuttoRide その他関係者等が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

合

第 16 条（会員の責任）

1. 会員は、自己の責任において、本サービスを利用することとします。
2. 会員が本サービスの利用に関して他の会員、事務局、ZuttoRide、提携会社、及びその他の第三者に損害を与えた場合には、会員は、自己の費用と責任をもってその損害を賠償することとします。

第 17 条（本規約の変更）

1. ZuttoRide は、会員の一般の利益に適合する限り、または、契約の目的に反せずかつ変更に係る事情に照らして合理的 なものである限り、あらかじめ会員の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。
2. 規約の変更を行うときは、規約を変更する旨及び変更後の規約内容ならびに変更の効力発生時期をインターネットの利 用その他の適切な方法によりお知らせします。変更の内容は、当社が定める効力発効日より効力を有します。

第 18 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部の条項が、法令等により取消または無効と判断された場合であっても、その残部は 継続して完全に効力を有するものとし、その有効性、適法性または履行強制の可能性に影響を与えないものとします。

第 19 条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本規約は日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所 とします。

第 20 条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈につき疑義が生じた事項については、ZuttoRide 及び事務局の決するところによるものとします。

第 21 条（個人情報の取り扱い）

1. 個人情報の利用目的

本サービスの管理・運営にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- (1) お客様よりご依頼を受けた各種サービス（保険業務・サポート業務・アンケート入力代行）をご提供するため
- (2) お客様に対して各種情報及び販促品等をご案内・ご提供するため
- (3) (1) に於ける各種サービス等のご提供前または後に、アンケート・その他事項等、改めてお客様と接触をする 必要が発生した際のため
- (4) お客様から委託された受注・出荷サービス等を行うため

- (5) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- (6) お客様との電話対応の品質向上のため
- (7) 本サービス取次店からお客様に対して各種情報及び販促品等をご案内・ご提供するため
- (8) その他、本サービスを適切かつ円滑に運営するため

2. 個人情報の開示・提供

前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の業務等を委託する第三者に対し開示し、提供いたします。また、お客様からのご相談・ご連絡内容の正確性を保つために、通話内容を録音いたします。なお、当社がお客様の個人情報を外部に開示・提供する委託及び提供先は、以下のとおりです。

【委託先】

対象車両搬送対応	対象車両搬送サービス登録店/本サービスの取次店
会員募集の代行	本サービスの取次店

【提供先】

提供目的	補償手続きの適切かつ円滑な運営のため
提供項目	氏名、住所、その他手続きに必要な項目
提供手段または方法	書面または電子書面を提出
提供先	本手続きの関係者（損害保険会社、その他、必要な関係先）

上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく外部の第三者に提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関、または弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれに当たりません。

3. 情報提供の任意性

個人情報のご提供は、任意です。ただし、ご提供いただけなかった場合、ご入会、必要なサービス提供、及び補償金をお支払いできなくなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

4. お客様の個人情報の保護対策

- (1) ZuttoRide は、保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
- (2) 個人情報管理責任者を任命し、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
- (3) ZuttoRide の従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

5. 業務委託先の監督

ZuttoRide がお客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理について ZuttoRide が設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

6. ZuttoRide の個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者」）

役職：取締役（個人情報管理担当）/連絡先：052-261-6701（平日 10:00～19:00 年末年始を除く）

7. お問い合わせ、訂正・利用停止等

ZuttoRide が保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正もしくは削除等については、下記お問い合わせ窓口まで ご連絡ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・相談窓口】

苦情相談窓口担当まで TEL : 052-261-6701 (平日 10:00~19:00 年末年始を除く)

e-mail : p-info@zuttoride.co.jp

スグマイル 自転車ロードサービス規約

この規約（以下「本規約」という）は、自転車ロードサービス「スグマイル」に加入した会員に対して、ZuttoRide が提供する対象車両搬送サービス（以下「本サービス」という）について定めたものです。本サービス会員規約において定義された用語は、文脈上別段の意味に解すべき場合を除き、本規約においても同様の意味を有します。

第 1 条（本サービスについて）

1. 本サービスは、ZuttoRide が運営します。
2. 本サービスとは、日本国内の対象地域で発生する、別途定める車両事故や車両故障の際に、会員が本規約に従い提供を受けることができるサービスをいいます。

第 2 条（本サービスの提供）

1. サービスの対象
会員は、本規約及び本サービス会員規約を承諾のうえ、本サービスの提供を受けるものとします。
2. 対象車両
 - (1) 会員は、本サービスに登録した防犯登録番号が記載された防犯登録ステッカーが貼付された自転車（以下「対象車両」という）について受けることができます。一輪車、身体障がい者用いす、幼児用 3 輪以上の車、競技用の自転車は含みません。
 - (2) 会員は、ZuttoRide に申請し、所定の手続によって認められた場合、会員の所有する対象車両について、本サービスを受けることができます。
3. サービスの利用
 - (1) 本サービスを利用する場合、会員は ZuttoRide へ会員番号・会員氏名・防犯登録番号・車両情報・現場住所・トラブル内容などを連絡し、トラブル現場にて本人確認に必要な情報を提示します。
 - (2) ZuttoRide は、本サービスの提供に必要な場合、身分証の提示や必要な情報の提供を会員に求めることができるものとし、ZuttoRide から要請があった場合、会員は要請に応じ必要な提示や提供を行うものとし、会員が必要な提示や提供を行わない場合、本サービスが提供できないことがあります。
4. サービスの終了
 - (1) 本サービスの会員登録が取り消された場合、サービスの提供は同時に終了するものとします。
 - (2) 会員が登録車両の所有権または使用权を喪失した場合、本サービスの提供は同時に終了するものとします。

のとします。

- (3) 本サービスが終了した場合といえども、本サービスの終了までに完了していない本サービスの対価がある場合、会員の当該対価の支払い義務は有効に存続するものとします。

5. 本サービスの責任

- (1) 天候や道路状況、作業混雑状況などにより作業車が遅れるまたは現地に到着できないことがあったとしても、ZuttoRide は、一切の責任を負いかねます。
- (2) 沖縄本島・淡路島以外の離島、林道・競技場などは、本サービスの提供対象外地域となります。また、公道以外 の場所も対象外となります。
- (3) ロードレースやトライアスロンなど、競技中に発生した事故・故障はサービス対象外となります。
- (4) 崖や海・川・水路・側溝・道路外等転落した自転車や、室内・地下の吊上作業は、ZuttoRide でサービス提供が 難しいと判断した場合、提供ができない場合がございます。
- (5) 対象車両を搬送する車両への会員の同乗は、会員の安全確保上の問題もあり、原則できません。
- (6) ZuttoRide は、緊急レスキューを第一優先にサービスを提供しています。緊急性を要しない場合や自宅及び自宅付 近 (1km 以内) または契約駐車場などの常時車両保管場所からの引き上げについては、事故・故障に起因する内容 であっても優先度は低いものとみなし、通常の会員サービスよりも時間を要する予約作業としての取扱いとなり、翌日以降のサービス提供となる場合がございます。また、原則搬送先のショップ営業時間帯での対応となります。

6. 免責

ZuttoRide 等の責任は、本規約に定める範囲とします。

第3条 (対応サービス)

本サービスには、以下のサービスが含まれています。

- (1) 対象車両搬送サービス 会員は、ZuttoRide に所定の手続きを行い、対象車両を自転車店または自宅など指定の場所まで搬送する場合に ZuttoRide 指定の業者による搬送サービスを受けることができます。なお、実走距離で 20km まで無料搬送となり期 限内で回数無制限、同一のトラブルに対して 1 回のみとなります。 ※無料距離は実走距離となります。いずれのプランも 1 回あたりのレッカー搬送距離で規定無料距離を超過する場合 の費用は 1km あたり 500 円 (税抜) とします。距離換算は実際にレッカー車で搬送した実走距離となります。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本サービスは提供されません。ただし、会員からの要請があり、かつ ZuttoRide が 認めた場合において、ZuttoRide は、別途定める料金を会員が負担することを条件として本サービスを提供すること ができるものとします。
- 1 本規約第 2 条 2 項 (1) 記載の会員及び本サービス対象者以外からの依頼の場合 (特別に会員及び本サービス対象 者が連絡できない事情があると ZuttoRide が認めた場合は除く)
 - 2 登録車両以外の車両の場合
 - 3 事故・故障に起因しない場合
 - 4 自力走行可能な場合 (走行に支障が出る明確な症状が現れていない場合)
 - 5 会員資格発生前に起きた事象によるトラブルの場合 (事後入会禁止)

- 6 自然災害（地震・噴火・風水災）・火災・爆発・戦争・暴動などに起因する場合
- 7 点検・整備等を目的とする場合
- 8 リコールの場合
- 9 ZuttoRide 以外の業者にレッカーを手配した場合
- 10 6ヶ月を超える期間の保管または放置に起因する場合
- 11 一度の事故・故障に対し、2回目以降の再依頼の場合
- 12 会員自身により改造・修理を行ない、自力走行不能となった場合
- 13 会員が病気・怪我等により運転できない場合（レッカー依頼の原因となった事故による怪我を除く）
- 14 事故の相手方または保険会社が費用を負担する場合
- 15 会員が、飲酒運転などにより正常な運転ができない場合
- 16 林道など通常の走行に不適切な場所に対象車両がある場合
- 17 本サービスの提供が不可能な場所に対象車両がある場合
- 18 本サービスを行うことによって、会員、本サービスに従事する者または第三者の生命、身体、財産その他の権利 利益を侵害する恐れがあると ZuttoRide が判断した場合
- 19 会員が本規約に違反した場合または本規約に反する利用をしようとした場合
- 20 会員が本サービスの利用にあたり、虚偽の情報を ZuttoRide に提供した場合
- 21 その他、本サービスを適正に提供することが困難であると ZuttoRide が判断した場合
- 22 車両売却や引越しを伴う車両搬送の場合
- 23 加入時に対象車両であってもその後の改造等で ZuttoRide がサービスを提供する条件を満たしていないと判断した場合

(3) 対象車両搬送サービスの注意事項

- 1 搬送距離 200km（直線距離でなく ZuttoRide の調査した実走距離）を超過する場合、対象車両を店舗または自宅へ戻すための長距離搬送は、数日から数週間の時間を要する場合があります。その場合でも第3条1項により 超過料金が発生いたします。
- 2 搬送に関して希望される日時に添えない場合があります。
- 3 車両の積込から搬入までの作業中の車両の汚損等は補償対象外となります。

2023.08